

年金改正法案成立の見込

(西ドイツ)

第21次年金調整法および第10次戦争犠牲者年金調整法は春以来成立が危ぶまれていたが、このほど連邦参議院の多数党CDU/CSUが法案への反対を断念したため、成立の見通しがついた。これにより今後3年間の年金収入の発展および新規年金の確定は総報酬連動制とは切り離して行われることになる。

1982年までに330億マルクを越す恐れのある年金保険赤字を回避するため、年金および農民老齢退職手当は1979年1月1日に4.3%だけ、また1980年と81年の初めにそれぞれ4%だけ上げられる。年金保険がこのように財政的に難しくなったのは経済発展が思わしくないためである。

総報酬に連動する年金上昇率を今後3年間7.2%、6.1%、6.2%に留めて年金調整を減じると共に、新法により1981年初めの拠出率は要すれば18.5%に上げられ、さらに年金受給者疾病保険は1982年から新しく規定され、年金受給者は当初付加的に年金を上昇されて、疾病保険契約を結ぶことになる。なおこの法律では新しく任意被保険者について規定される。

バーデン・ヴュルテンブルク州保健相 Griesinger女史は連邦参議院で、総報酬連動制の年金調整を放棄すれば、年金について勝手に措置する道が今後ますます進められることになるという野党連盟CDU/CSUの意見を強調して、与党連合が総報酬原則の維持に関連して法律を改正することを全く考慮しようとしなかったことを遺憾なこととしている。野党連盟が抗議を断念したのは、与党の態度が頑固で、連邦参議院の同意を必要としない法律を補足的に改訂する機会がないからだというのである。

連邦労相 Ehrenbergはこの非難を反駁し、野党側の代案があれば与党は無視できなかったはずだとのべ、連邦参議院の多数党の野党提案の疾病保険に対して年金の2%を拠出する案では、330億マルクを越える必要経費の4分の1しか補うことができず、野党連盟案が実現しても年金保険の最低積立額は1979年で早くも不足することになり、1980年には90億マルクの法定積立額は15億マルク足りないが、このようなことは到底受け入れ難いと述べている。

連邦参議院ではまた病院財政法案の審議も対立しており、昨年発効した保健領域における費用節約措置を病院面にも及ぼそうとする政府案は、多くの州の反対にあっている。そのスピーカーであるラインラント・ファルツ州社会相 Göltnerはこれを連邦の原則の許し難い制限であると反駁している。

Süddeutsche Zeitung, 1978, 7, 7

(安積 鋭二 国立国会図書館)

外国旅行で疾病保険を利用する場合

(西ドイツ)

公的疾病保険で病休をとる場合に必要形式は簡単で、電話で申し込むだけで、疾病金庫から自宅に所要の証明書が送られてくる。

西ドイツ国内ではどこでもこれですむ。被保険者は大抵保険手帳をもっているため、行った先で病気をしてもこれを使えばよいのであるが、もし手帳を持ってこなかったか、4年期毎の期限になっている証明を使い切ってしまうとしても、証明を送付して貰うまで医者に行けないわけではない。医者は普通は証明なしで診療してくれ、私費の支払いを要求された場合は、10日以内に証明を